

平成 24 年 11 月 27 日

株式会社十八銀行

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

株式会社十八銀行（本店：長崎市、頭取：宮脇雅俊）では、中小企業・個人事業主のお客さまおよび住宅ローンをご利用のお客さまからの借入れ条件の変更等に関するご相談について、平成 22 年 1 月に策定した「金融円滑化に関する基本方針」に基づき真摯に取り組んでまいりました。

現行の中小企業金融円滑化法の期限が平成 25 年 3 月末に到来いたしますが、当行は、期限到来後も引き続き上記基本方針に基づき金融円滑化に真摯に取り組んでまいります。

借入れ条件の変更等に関するご相談等がございましたら、営業店等の相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。

以上